

令和 6 年 11 月定例総会

令和 6 年 11 月 8 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和 6 年度第 8 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 8 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11 人）

農業委員

- 1 番 上野 貴生
- 3 番 酒井 りつ子
- 2 番 野老山 卓男
- 4 番 池田 克彦
- 5 番 岡崎 直正

推進委員

- 1 番 安田 泰平
- 2 番 弘田 好希
- 3 番 田邊 昌一
- 5 番 上野 清吉
- 7 番 金谷 里美
- 8 番 今吉 次雄

欠席委員（2 人）

- 4 番 岡田 哲治
- 6 番 坂本 直幸

4. 議事日程

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について
- ③ その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

和泉 政彦

農林水産課長補佐

和泉 誠

事務局係長

岡崎 正嗣

事務局員

田邊 元寛

議長
上野会長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は、坂本委員、岡田委員から欠席の報告を受けています。

議長
上野会長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
上野会長

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 5 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市大岐で、大岐の浜展望所付近になります。

2 筆の申請で、登記地目は共に畑、面積はそれぞれ 96 m²、257 m²の合計 353 m²です。

詳細な位置図については、2～4 ページをご覧ください。

申請理由は、申請地は昭和 60 年頃までは、柿や栗などの果樹を栽培して収穫に行っていたが、遠隔地のうえ、高齢者になり耕作放棄したため竹や灌木が繁って山林化したので、山林に地目変更したいとのことです。

現況写真は、5 ページをご覧ください。

現況は、木も茂っており山林化のような状態で、20 年以上耕作実績がなく、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地

② 耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

などとなっています。

(周辺の農地にも特に支障がなく) 今回の件は②の『耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に、該当するものと考えられます。

以上の申請を 10 月 16 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、今吉委員に現地の確認を行ってもらっています。

す。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

今吉委員

今、事務局から説明があったとおりですが、10月22日に現地確認を行いました。5ページの写真のとおりなんですけども、山林化してまして、大きな木がたくさん見受けられます。すぐに農地に戻すのは難しい状況かと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(上野会長)

何かございませんか？

野老山委員

異議なし。

議長
(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議長
(上野会長)

議案第 1 号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可の審議について

本日は 2 件の審議となっていますので、1 件ごとに採決を求めること

といたします。それでは、

議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議①について、説明

いたします。

議案書の 6 ページから 10 ページでご確認ください。

6 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおり

です。

内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地について、詳細は記載のとおり 1 筆で、地目・現況共に田で面積は 1241 m²となっております。申請地の位置は、加久見地区で詳細な位置図は 7～8 ページをお願いします。

農地の現況写真については、9 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項の 6 つの条件について、農地法第 3 条調書を説明いたします。

10 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれます。今回の申請者が所有している農地はなかったため、この「農地の全部効率利用」には該当しません。

今回の申請地については、ビニールハウスでイチゴ栽培と書いておりますが、この議案書作成後にビニールハウスは大岐の方でやる方向に変わったと話がありまして、この場所では季節野菜等栽培する予定に変更となりました。

第 2 項第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第 2 項第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」につい

て、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は親と共に専業農家で、営農計画では150日という日数の基準も超えており、トラクター、耕運機等農機具も保有しているため、問題がないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

申請地の田ではオクラ等露地野菜の栽培を行っており、今後も季節野菜等の栽培を行う予定のため、周辺の農地や環境への悪影響はほとんどなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を10月17日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いし

ます。

池田委員

先月の10月18日に事務局と現地を確認してきました。現地は国道から農道に入ってすぐの左側です。今、譲受人は父親のビニールハウスで季節の野菜を作っています。なかなか頑張り屋さんで、今後に期待しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

池田委員にお聞きしたいのですが、あまりこの審議に関係ないのですが、この一反のお値段は、ここら辺は普通なのですか？場所的にはいいところだとは思いますが。

池田委員

僕も高いと思いました。親戚の関係で少し色をつけたのではないでしようか。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議長
(上野会長)

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議②について、説明
いたします。

議案書の 11 ページから 16 ページでご確認ください。

11 ページから説明を行います。

まずこのページで修正があります。土地の利用状況の部分ですが、所
有の農地面積を記入が抜かっておりました。申し訳ございません。

田が 1500 m²、畑が 2083 m²の合計 3583 m²で、今回の面積と合計し
て、4870 m²となります。

説明に戻りますが、申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所
氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。売買金額が書かれていないですが、今回の農地以外に宅地なども含めてまとめて 100 万円で購入とのことで個別の金額は記載しておりません。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 8 筆で、地目・現況共に全て畑で面積は合計で 1287 m²となっております。申請地の位置は、12 ページをお願いします。位置は松尾地区になります。

農地の現況写真については、13～15 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項の 6 つの条件について、農地法第 3 条調書を説明いたします。

16 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の申請者が所有している農地が田畑併せて 3583 m²あり、この農地の状況確認を行う必要があります。事務局で確認しましたが、全て耕作又は保全管理していることから、この「農地の全部効率利用」には該当しません。今回の申請地については、季節野菜等を栽培予定です。

第 2 項第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第 2 項第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」につい

て、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は専業農家で、営農計画では農作業も150日以上で基準を超えており、大型の農機具等はないものの問題がないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

申請地の畑では季節野菜等の栽培を行う予定で、農薬や水利については地域の取り決めに従うこととしており、周辺の農地や環境への悪影響はほとんどなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を10月17日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

先月の 10 月 18 日に事務局と現地の確認に行ってきた。現地はどれも荒地で写真で見るとおりです。ここを開墾して畑をしたいと言う事でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

今、池田委員が言ってますが、13 ページから 15 ページ見たら草がすごいですが開墾して野菜や果樹とか栽培してくれるのなら賛成、けっこうなことだと思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

報告事項 その他の件について

次回の定例総会は、令和 6 年 12 月 6 日（金）、開始時間は 12 月の議

事務局岡崎

案数によって調整します。会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。他にありませんか。

報告事項ですが、皆さんの机の上に配らせてもらっている三崎小学校の農地の件ですが、今日写真を撮りにいけなかったので、先週の写真をつけていますが、ジャガイモと大根、ニンジンを植えていましたが大根の一部とニンジンが全く駄目だったので、もう一度植えなおして、ニンジンの一部にほうれん草を予備で植えたのですが、ニンジンとほうれん草ともに少ししか芽が出ていない状態です。

ただ、一番最初に植えた大根がけっこう大きくなっているのに、収穫出来ないかと小学校の方からお話しがありまして、日程調整させてもらって、直近で申し訳ないのですが、来週 13 日の水曜日に 13:50 分から小学生と先に植えた分の大根を収穫予定とさせてもらっています。少し遅いかもしれませんが、ジャガイモの芽かきを出来ればいいかなと思っています。こういった作業をこの日に小学生と一緒にやりたいと思いますので、ご都合の合う農業委員は、是非参加していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。今から改めて植えつけは難しいと思いますので、ニンジン、ほうれん草は、このまま様子を見ようかなと思います。ジャガイモは来月ぐらいになると思います

ので、その際には小学校の方と日程調整させていただいて、皆さんに周知させてもらいますのでよろしくお願いいたします。

何かこの件に関して気になる事ありませんか？

野老山委員

天気が悪い場合は順延か。

事務局岡崎

天気が悪ければ順延です。その場合はご連絡します。前日には判断したいと思います。今のところ晴れの予報なので、前日の 17 時までに連絡がなければ、やると思って頂ければ。よろしくお願いします。その他この件について何かございませんか。

議長
(上野会長)

その他に何かありませんか。

岡崎委員

先月の農業委員会全員研修会の時アンケートを書いて、農業委員会の活動で佐川町の活動が月平均 16.8 日と言うすごい活動をしていますので、どう言った活動をしているのか、どんな取り組みをしているのか参考のために教えていただきたいと書いたのですが、まだ何か返答きてないですか？

事務局岡崎

いただいたアンケートは県の方には送っていますが、まだ県の方から
返事、連絡はきていません。また確認しておきます。

議長
(上野会長)

また何か返事があれば共有をお願いします。

その他に何かございませんか？ないようでしたら、これで 11 月定例
総会を閉会といたします。